

熊本市・城南町合併協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市・城南町合併協議会規約第19条第2項の規定に基づき、熊本市・城南町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、委員、専門部会員及び監査委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにそれらの支給方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 委員等の報酬は、日額10,000円とする。ただし、熊本市及び城南町（以下「両市町」という。）の長、熊本市副市長、城南町副町長（副町長を置かない場合にあっては、城南町教育長）並びに両市町の一般職の職員並びに熊本県の職員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 委員等が、協議会の職務を行うため旅行する場合（両市町の区域内を旅行する場合を除く。）は、熊本市職員等の旅費支給に関する条例(昭和33年条例第22号)その他の熊本市の規定により市長が受ける旅費に相当する額を支給する。

(支給方法)

第4条 委員等に支給する報酬及び費用弁償の支給方法については、熊本市の例によるものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償の額並びにそれらの支給方法等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年10月31日から施行する。